



取組概要

世界各国から多くの人が入り込むことで懸念される感染症流行を迅速に探知するための感染症サーベイランスの強化

社会情勢 / 社会課題

エボラ出血熱やデング熱等、世界中で深刻な感染症の発生が報告され、特定の国や地域で発生した感染症が短期間で世界中のあらゆる場所に広がりうる状況となっている。さらに昨今ではバイオテロ等の人為的リスクも強く認識されるようになってきた。国際化の進展に伴い、日本における感染症のリスクも高まっており、諸問題に対する喫緊の対応が必要である

長期ビジョン

感染症対策の一層の強化により「さまざまな感染症の脅威から人びとの安全を確保した社会」を実現する

感染症に関する医師等からの情報収集、専門家による解析、国民・医療関係者への情報提供および公開を行うことにより、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り多様な感染症の発生・拡大を防止する

東京大会での役割

感染症サーベイランスの徹底と強化により、大規模イベント開催時における感染症等の異常発生の早期探知と迅速な対応を行う

3つの手段

1 ソーシャルインパクト

大会前から、感染症への万全な体制を組んでいることを、広くPRしていく

2 大会ホスピタリティ

流行前からの事前情報や発生後の正確な情報等を、素早く国民等に届ける

3 シェアードバリュー

各自治体等への技術連携

2020年に向けたコンセプト

Outbreak Alert Innovation 2020

感染症サーベイランス強化

感染症の発生を素早く探知・公開し、健康的な暮らしを守る

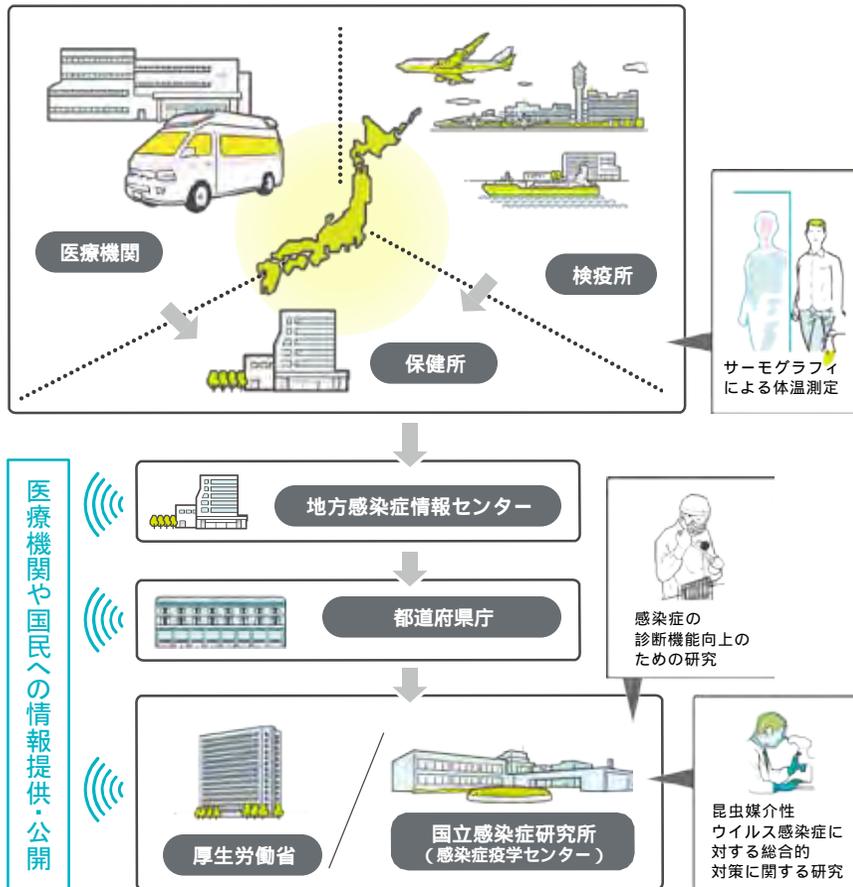




ありたい姿と 成果イメージ

自然発生的な感染症の脅威に対し、感染症サーベイランスを強化することで感染症から国民及び世界の人々を守る

感染症の発生状況を様々な場所で収集・分析するとともに、国民への正確でスピーディーな情報提供・公開を実現する体制を構築し、感染症の蔓延から人々を守ります



感染症サーベイランス

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、感染症法に規定された疾患の患者が、全国でどのくらい発生したのかを調査集計しています。感染症法においては、感染力、感染した場合の危険性等から感染症を分類し、全国規模の感染症の情報収集・還元システム（NESID; National Epidemiological Surveillance of Infectious Disease）を構築しています。

感染疑い患者の早期発見@医療機関、検疫所

空港や港等に設置された検疫所で、サーモグラフィによる高体温者の監視を実施

医療機関や検疫所等における感染症発生状況を保健所に情報提供

管内情報の収集・解析・発信@都道府県等

収集された情報を分析し、医療機関に情報を還元するとともに、感染症情報や注意喚起を配信しています

国内情報の収集・解析・発信、感染症対策強化に関する研究@厚生労働省、国立感染症研究所

国内の感染症発生状況を収集・分析し、国民へ向けて発信します
感染症対策強化に関する研究を実施しています

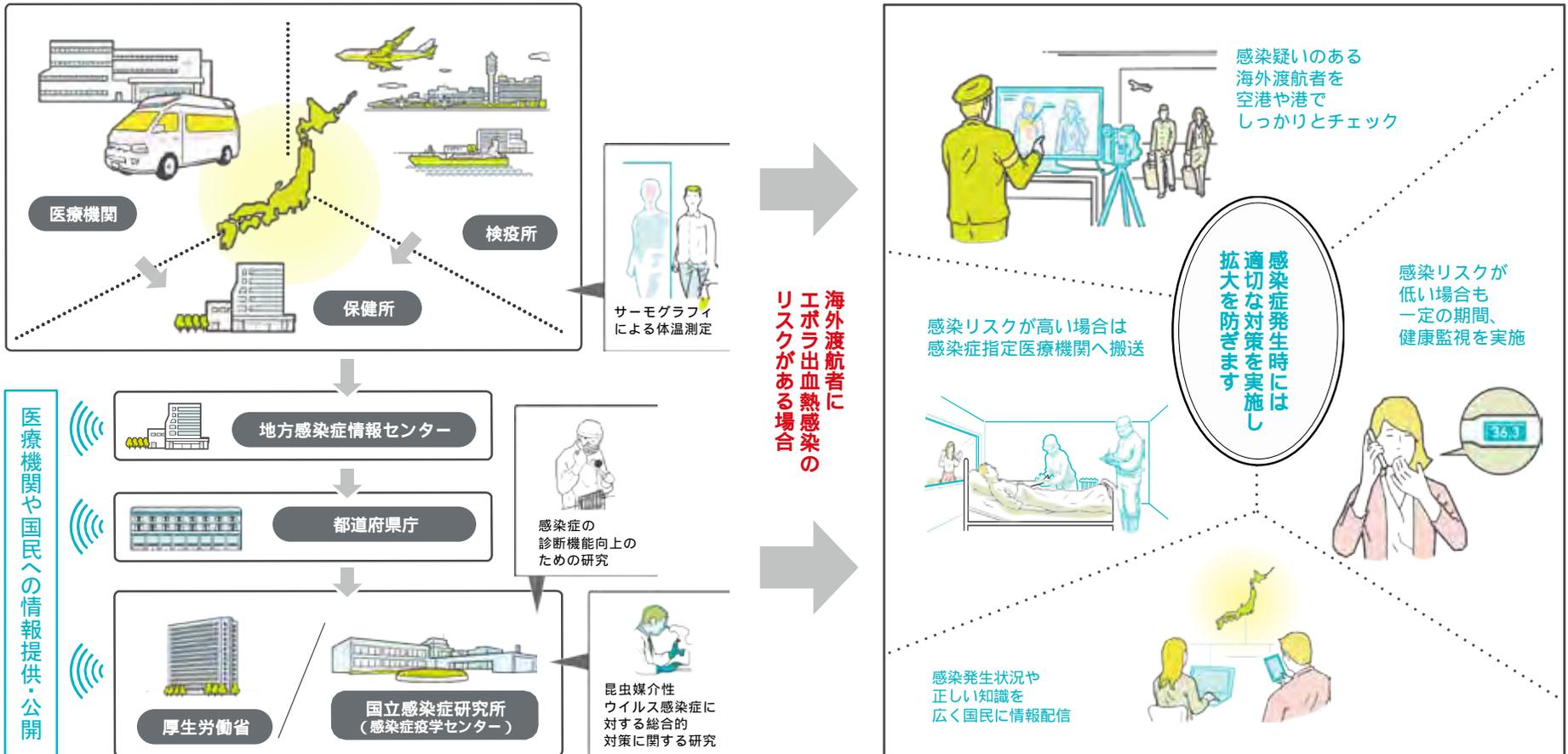


2020年に向けた取組

世界中のさまざまな感染症が短期間であらゆる場所に広がりうる状況を踏まえ、東京オリンピック・パラリンピックという大規模イベント開催時の感染症の異常発生の早期探知と迅速な対応を行い、感染症の脅威から人々の安全を確保した社会を実現する

概要

「感染症サーベイランス」で感染症の流行を迅速に探知し、情報を収集・分析します



2020年に向けた取組

世界中のさまざまな感染症が短期間であらゆる場所に広がりうる状況を踏まえ、東京オリンピック・パラリンピックという大規模イベント開催時の感染症の異常発生の早期探知と迅速な対応を行い、感染症の脅威から人々の安全を確保した社会を実現する

2020年における実用化の姿

(大会でのショーケース化)

- 感染症発生動向を大会運営者へ提供し、競技開催判断などでの活用を想定。
- 国民および訪日観光客に対して感染症情報を発信し、予防法を啓発すると共に滞在の安全安心を提供。

(社会での実用化)

- 感染症発生動向と予防法を知ることによって、より適切に感染症を予防し蔓延を防ぐ。

連携機関

国立感染症研究所、地方衛生研究所、保健所、医療機関、AMR臨床リファレンスセンター、講談社、ダイナミック企画、東映アニメーション、アニプレックス

実用化に向けた課題と道筋

(大会でのショーケース化)

- 国立感染症研究所と自治体が協力して大会における感染症のリスクアセスメントを行い、適切な対策を立てる。
- 大会での活用に向け、今年のラグビーワールドカップで試験運用を行う。
- 民間企業やキャラクターと連携して、理解しやすく印象に残りやすい啓発を行う

(社会での実用化)

- 感染症発生動向を社会に還元する。
- 民間企業と連携して、新技術を開発する。

問い合わせ先

厚生労働省健康局結核感染症課
TEL 03-5253-1111(代表)



©Naoko Takeuchi



©永井豪/ダイナミック企画・MZ製作委員会



©講談社/講談社/『進撃の巨人』製作委員会



©北条司/NSP/2019 劇場版シティーハンター 製作委員会



活用例 (保健所)



活用例 (パスポートセンター)



2020年に向けた取組

目的や報告定義が幅広いこと、医療機関の届出に対する負担感が大きいこと等のため、見直しが必要（研究班の検討結果）。疑似症サーベイランスの徹底を図ることは重要（自治体リスク評価結果）。

広範であった疑似症届出の定義を変更し、公衆衛生インパクトの高い重症例に絞り込み、早期探知のための疑似症定点の届出基準に関する見直しを行った。

（現行）

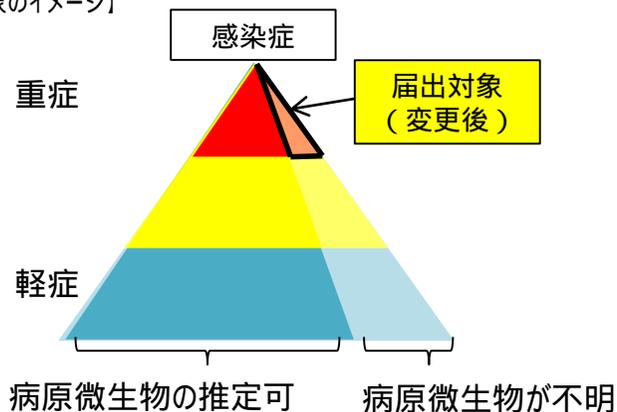
【疑似症サーベイランス】

発熱 + 呼吸器症状 or 発熱 + 発しん

（参考）医療機関数：約5,000

H28実績：7自治体約1,400件 H29実績：6自治体約1,200件

【対象のイメージ】



新

【疑似症サーベイランス変更基準変更案】

感染症を疑わせる症状（発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状、神経症状その他）

+（かつ）

症状が重篤（集中治療その他これに準じる医療が必要）と医師が判断したもの。

+（かつ）

直ちに特定の感染症と診断することが困難と判断したもの。

（参考）変更後の想定（現時点での研究班見込み）、

年間報告件数（見込み）：年0～数件程度（検中）（1医療機関当たり）

【疑似症届出の時系列イメージ】



【改正後条文】

平成31年2月14日公布、同年4月1日施行

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）

（指定届出機関の指定の基準）

第六条（略）

2 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める疑似症は、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものとし、同項に規定する疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、集中治療その他これに準ずるものを提供することができる病院又は診療所のうち疑似症に係る指定届出機関として適当と認めらるるものについて行うものとする。



工程表

取組項目	2017	2018	2019	2020	大会後のレガシー
情報収集・解析	全国の医療機関から集積された情報を都道府県等および感染研で集計、分析				
研究開発		リスクアセスメント			
		サーベイランスの立案、整備、実証、改善			
		ジカウイルスの迅速診断法開発	疑似症サーベイランスの見直し		
研究開発	新技術の開発を支援				大会開催
情報発信			新たな情報発信の方法を開発		
メディアとの連携	民間企業が保有するコンテンツと連携				
啓発企画	メールマガジンやSNSなどによる情報発信				
					感染症の異常発生 of 早期探知と迅速な対応を行い、感染症の脅威から人々の安全を確保した社会を実現する。